

足尾鉍毒事件と渡良瀬遊水地の成立

松浦茂樹*

1. はじめに

戸数約380戸、人口約2,500人からなる谷中村を廃村にしてまで渡良瀬遊水地は築造された。この遊水地築造について、田中正造が指導した足尾鉍毒反対運動の延長として語られることが多い。つまり明治20年代に本格化した足尾鉍毒問題は、明治33年(1900)、地域住民と警官隊が衝突した川俣事件が重大なピークであり、この後、田中正造の活動は、谷中村廃村を伴う遊水地計画反対に集中するようになった。田中の論理は、足尾鉍毒問題を治水問題にすりかえ、その矛盾を谷中村一村に押し付けて鉍毒問題の隠ぺいを図ったということである。

足尾鉍毒問題が、渡良瀬遊水地築造を伴う渡良瀬川改修に大きく影響したことは間違いない。内務省は次のように述べ、渡良瀬川改修が鉍毒事件さらにその延長としての谷中村問題に関連があったことを指摘している¹⁾。

「明治23年頃ヨリ同39年ニ涉レル鉍毒被害、次デ谷中問題等ニ依リ渡良瀬川ノ名ハ世人ニ遍シト雖モ、要スルニ其被害ハ主トシテ水害ノ齎ス所ニシテ其激甚ノ度又自ラ想定スルニ難カラザル可シ、故ニ朝野拳ゲテ之ヲ忽諸ニ附ス可カラザルモノアルヲ認め、明治43年第26議會ニ於テ本渡良瀬川洪水防禦ノ議ヲ決セリ。」

中央政府がこの改修に着手したのは明治43年(1910)4月のことであるが、同年8月、全国的な大水害があり、これを契機に第一次治水長期計画が樹立された。そして翌年度から全国の大河川で治水事業が進められたが、利根川の一支出である渡良瀬川改修はそれに先立って着工されたのである。この時までに政府が治水事業に着手していたのは、木曾川、淀川、利根川などの10大河川であり、首都・東京を流下していた荒川も着工していなかった。

しかし、足尾鉍毒問題の延長としてのみで渡良瀬遊水地を語ることは、重大な錯誤に陥ると考えている。渡良瀬川下流部は、関東造盆地運動の中心地であり、思川、谷田川が合流するとともに赤麻沼、板倉沼などの湖沼があり、全くの低湿地域であった(図一1)。この地域の開発には、築堤を中心とした治水が必要不可欠である。しかし低湿地域であることは、日本における他の地域が示しているように、深刻な地域対立の発生が考えられる。一地域の堤防強化は、対岸の脅威となるのである。左・右岸、上・下流の地域対立が生じていないというのが不思議である。

また渡良瀬川が合流した直後の利根川は、その直下流部で権現堂川、赤堀川に分流するなど実に

*東洋大学国際地域学部；Faculty of Regional Development Studies, Toyo University

複雑な水理関係にあった(図一2)。この治水は、歴史的に試行錯誤を繰り返したところである。

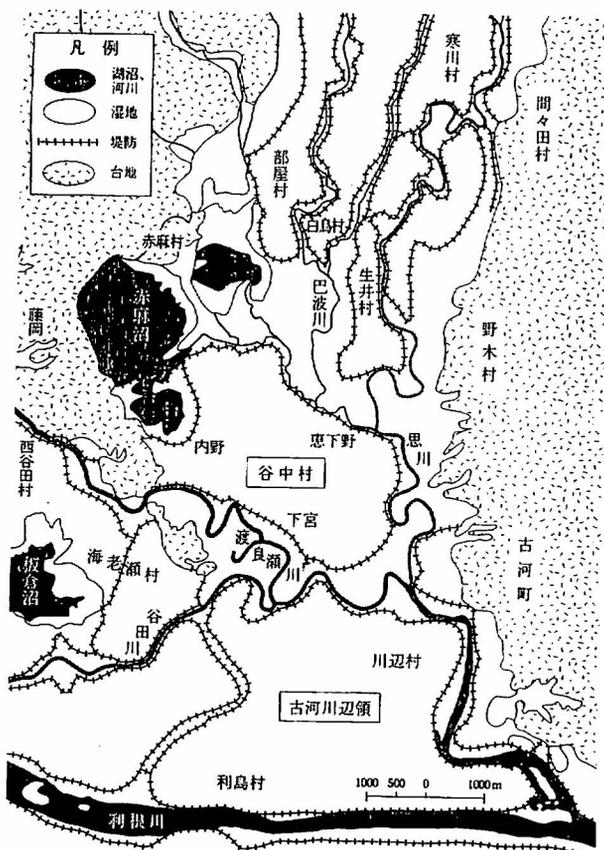
自然条件に制約されて、基本的に常習湛水地域であった渡良瀬川下流部には長い期間にわたる治水課題があり、それに足尾鉍毒問題が加わってこの地域の治水整備が喫緊の課題となった。そこで採択されたのが、谷中村廃村に基づく遊水地の整備であったと考えている。では、なぜ谷中村廃村なのか、自然条件、足尾鉍毒問題も含む歴史的な地域の成立過程の分析を通じて明らかにする必要がある。

日本の近代史に極めて重要なこの重い課題について、筆者は現在、まだ全貌を把握しているわけではないが、その基本的枠組みについて述べてみたい。

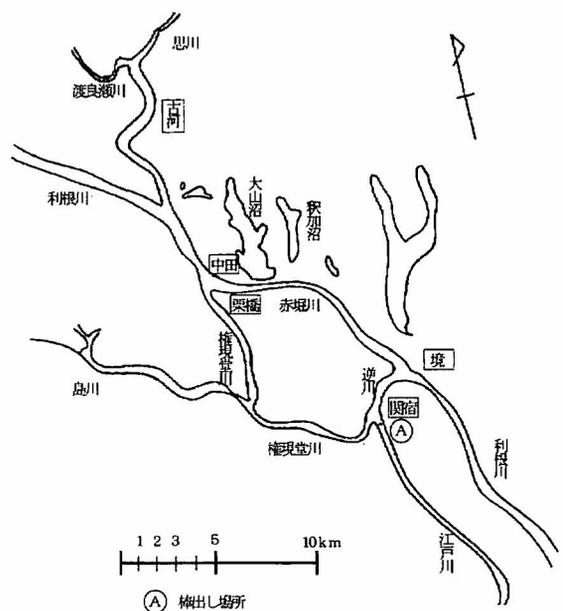
2. 近代改修における渡良瀬川遊水地の特徴

思川、渡良瀬川の最下流部に位置する谷中村は明治22年(1889)、恵下野村・内野村・下宮村が合併して成立した。谷中村中心部は一部、台地と接しているところを除いて堤防で囲まれている。その堤防の大きさは、当時、高さ20尺~22尺5寸(6~6.8m)、天端幅は10尺8寸(3.3m)となっている。この堤内地が、土地取用法も適用されて買収され、洪水を貯留する遊水地(堤外地)となったのである。

この状況は、近代河川改修史において極めて異例である。近代改修が行われる以前の河川秩序を



図一1 渡良瀬川下流部概略図(迅速図を基に作製)



図一2 栗橋~関宿周辺の近世の利根川状況図

みると、優先的に守る地域を定めておき、その他の地域に氾濫させるというのが基本的なシステムであった。特に常習湛水地域は遊水地となっていた。江戸（東京）を貫流する荒川（その下流部が隅田川）をみるならば、日本堤上流の右岸側は、埼玉県下の入間川合流点に至るまで大遊水地帯となっていた。また淀川でも、宇治川、桂川、木津川三川の合流点に、巨椋池を中心とする大遊水地があった。利根川においても、埼玉平野西部に中条堤によって形成された大遊水地があった。これらの遊水地は近代河川改修によって、すべてではないが、かなりの区域が堤内地へと解放されたのである。荒川でみると、東京都下は全面的に、埼玉県下では、他の河川と比べると大きな堤外地が残されたとはいえ、約3,500町歩が堤内地となったのである。

つまり、近代改修の重要な成果として、堤外地から安定した生産が営まれる堤内地への解放があった。渡良瀬川改修でも3,200町歩が堤内地へと移行した。ところが谷中村はこの逆で、堤内地が堤外地となったのである。平地部において、近代改修でこれ程の規模が堤外地へと移行したのは、このみであった。

3. 渡良瀬川下流部の歴史的治水課題

3-1 近代以前

明治10年代に測量された迅速図によると、渡良瀬川は広い堤外地を海老瀬七曲と呼ばれる激しい曲流をなして流下し、谷中村南方、古河地先で思川を合流する。その合流点直上流の渡良瀬川左岸、思川右岸に谷中村は位置する。両川は、谷中村と接する区域で激しく蛇行している。激しい蛇行は洪水の疎通にとって大きな支障となり、洪水を滞留させる。渡良瀬川左岸の堤防のかなりは、古河と藤岡を結ぶ県道を兼ねている。一方、思川は、谷中村恵下野地先で巴波川を合流させるが、その合流点付近から巴波川下流部にかけて築堤はなく、赤麻沼に連なっている。この大堤外地は遊水地帯であり、状況がよくわかる明治時代の出水記録でみると、思川の洪水のみでなく、渡良瀬川、利根川の逆流も流れ込む遊水地帯であった。

近代以前はどのような状況であったのか。谷中村内の集落、下宮の成立は室町時代の文明年間（1469～86）と伝えられているが、その自然条件からして築堤は必要条件だろう。しかし低平地であるので、堤防の強弱は他地域と厳しい競合関係とならざるを得ない。一方的に高くまた強くすれば、対岸あるいは上下流に大きな影響を及ぼすのである。

記録に残っているところによると²⁾、寛永4年（1627）、谷中の村々と思川流域の上流に位置する白鳥、部屋、赤間などの13の村との間で論争があった。これ以降、谷中が堤防増強する際には上流の村々に知らせることとなったが、貞享元年（1684）、万治2年（1659）に論争があり、谷中の堤防強化は結局、行われなかった。元禄9年（1696）の紛争では、正保4年（1647）から50年間、堤防の修復が行われなかったため3尺（0.9m）程の土盛りが認められた。元禄12年には、堤防の腹付け部分に竹木を植えたことをめぐって紛争が生じた。裁断の結果、竹木は抜かれることとなった。

このように、谷中村の周囲堤はいわゆる論所堤であり、その強化は他地域から厳しく抑えられて

いたのである。ここでは築堤をめぐる上・下流の対立の歴史を抱えていた。

ではその他の地域との対立はどうであったのか。想定されるのは渡良瀬川対岸の群馬県邑楽郡（現）板倉町、埼玉県北埼玉郡（現）北河辺町、また下流の茨城県（現）古河市との対立である。しかし近世、激しい紛争があったこと示す資料は今のところ入手していない。

板倉、北河辺とも利根川、渡良瀬川の洪水がしばしば襲ったところである。その堤防は館林藩の榊原康政によって文禄4年（1595）、利根川左岸堤は高さ15尺～20尺（4.5～6m）、

渡良瀬川右岸堤高さ15尺～18尺（4.5～5.5m）に整備されたといわれている。その後の大規模な増築の記録はないが、渡良瀬川の最下流部に位置し、利根川に挟まれたこの地域の歴史は、水害との闘いであったといっても過言ではない。ではなぜ渡良瀬川対岸との間での左・右岸の対立を示す資料はないのか、寡聞にして未だ入手できていないのか、また他の理由があるのか、今後の課題である。

さて近世、谷中村を含む思川下流地域（栃木県下都賀郡）が、利根川の河川施設をめぐる対立した記録が残っている。一つは江戸川流頭部の棒出しをめぐる争いである。近年の研究によって棒出しの設置は寛政元年（1789）以前であることが指摘されているが³⁾、その川幅を18間（32.7m）より搾めない約束が行われたという（図-3）⁴⁾。搾めることによって江戸川への洪水の流下が阻害され、上流部に滞留して水害が生じるという下都賀郡からの主張に対してである。

また権現堂川呑口にも寛政4年（1792）に杭出が設置された。その後、増築され天保10年（1839）には千本杭といわれるほどになったが、下野、上野両国の渡良瀬川下流部からの訴えにより、天保13年、撤去されたことが知られている⁵⁾。

渡良瀬川が合流した後、利根川は権現堂川と赤堀川に分かれ、また江戸川、逆川に分流するなど複雑な水理機構となっていた。近世後半、棒出し、杭出しによるここでの洪水滞留が、自らの地域の脅威と渡良瀬川下流部は位置付け、その撤去を主張していたのである。この重要な背景として、天明3年の浅間山噴火に伴う大量の火山灰の降下、それによる利根川河床の著しい上昇がある。これを契機に渡良瀬川下流部の湛水被害は大きく増大したと思われる。

谷中村の中の一つの村落・恵下野における記録であるが⁶⁾、宝暦13年（1763）から慶応3年（1867）の約100年間に40回の出水があった。このうち20回が堤切（堤防決壊）と記録されている。しかし明和3年（1766）を除いて残りの19回は文政5年（1822）以降となっている。近世後半、利根川河床上昇にもとづく破堤の脅威が著しく高まっていたことが理解される。なお明治18年だが、谷中の下宮において、元禄9年の堤高は4尺から6尺であったが水害を防いでいた、ところが今日、1丈8尺

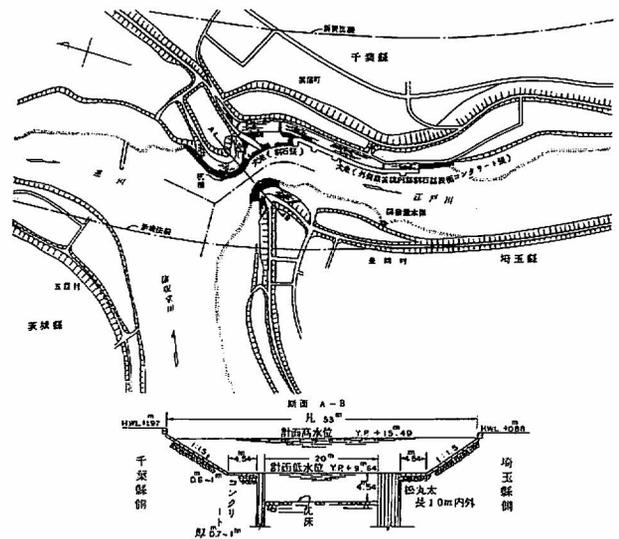


図-3 江戸川流頭部の棒出し

（出典：「利根川百年史」建設省関東地方建設局、1987、p.683）

の堤高になっても全く防備となっていないことが主張されている⁷⁾。

ところで幕末、渡良瀬川治水にとって実に注目すべき改修計画案が邑楽郡田谷村住民、大出地図弥から提出された。渡良瀬川を、藤岡の台地を開削して赤麻沼に落とすという近代渡良瀬川改修計画と同様のものである。館林藩に献策したところ認められたので、大出は多くの人々を指揮して測量を行い、詳細な実測図を作成して起工しようとした。しかしその開削台地が館林藩でなかったため挫折したことが伝えられている⁸⁾。「群馬県邑楽郡史」(群馬県邑楽郡教育会 大正6年)は、「近年、渡良瀬川河川改修工事の開始せらるるやその計画、地図弥の設計と全然軌を一にす。世人深く地図弥の卓見に服す」と述べている。

3-2 明治初期

記録としてかなり遺漏があると思われるが、明治元年(1868)から明治30年までの水害記録として表-1がある。利根川、渡良瀬川の出水により頻繁に渡良瀬川下流部では破堤しているのが分か

表-1 明治30年代までの渡良瀬川下流部の水害

年 月	洪水の状況	渡良瀬川沿川の被害
慶応4年7月	利根川、渡良瀬川洪水	海老瀬村破堤
明治2年7月	渡良瀬川洪水	西谷田村、海老瀬村破堤
3年7月	利根川、渡良瀬川洪水	川辺村、利島村破堤
4年	渡良瀬川洪水	
5年	渡良瀬川洪水	
8年	権現堂川、渡良瀬川洪水	西谷田村、海老瀬村破堤
15年		古河川辺領(川辺村、利島村)破堤
18年7月	利根川本支川洪水	川辺村破堤
21年7月	渡良瀬川洪水	
22年9月	利根川本支川洪水	川辺村破堤
23年8月	利根川本支川洪水	川辺村、利島村、海老瀬村、谷中村破堤
24年9月	渡良瀬川洪水	海老瀬村破堤
25年6月	渡良瀬川洪水	谷中村破堤
27年8月	渡良瀬川洪水	海老瀬村、谷中村破堤
29年9月	利根川本支川洪水	川辺村、利島村、西矢田村、海老瀬村、谷中村破堤
31年9月	利根川、渡良瀬川洪水	利島村、川辺村、西矢田村、谷中村破堤
34年9月	渡良瀬川洪水	
35年9月	利根川本支川洪水	渡良瀬川流域に氾濫、谷中村家屋120戸倒壊(この年8月9日にも洪水があり、この時には赤麻沼に面した堤防85間が決壊)、古河川辺領(川辺村、利島村)破堤
36年9月	渡良瀬川洪水	谷中村破堤
37年7月	渡良瀬川洪水	谷中村の工事中の堤防流出
38年8月	渡良瀬川洪水	谷中村破堤
39年7月	利根川本支川洪水	海老瀬村、西矢田村、谷中村破堤
39年10月	利根川、渡良瀬川洪水	邑楽郡浸水被害(海老瀬村、西矢田村破堤)

出典：「利根川百年史」建設省関東地方建設局 1987年をもとに付加

(注) 明治20年代以降、10年代までよりも水害の頻度は大きくなっている。その理由として記録として残された資料の問題もあるが、「利根川高水工事計画意見書」(明治31年)では、中田地点において同じ洪水量に対して明治20年代は明治18年に比べて3尺(0.9m)高くなったことが主張されている。水位が高くなれば渡良瀬の洪水は排出しにくくなるとともに、利根川は逆流しやすくなる。

る。まさにここは、湛水常習地域であったのである。

さて明治4年(1871)、渡良瀬川中流部左岸に位置する栃木県下都賀郡、安蘇郡の村々から渡良瀬川改修計画案が当時の行政区域である古河県、日光県に嘆願書として提出された⁹⁾。渡良瀬川の秋山川合流点直上流から板倉沼に新河道を開削し、会の川との合流地点で渡良瀬川に再び落とそうとしたものである。嘆願した村々は、現在の佐野市が中心であるが、藤岡町も加わっている¹⁰⁾。先に幕末、藤岡の台地を開削して赤麻沼に落とす改修計画が右岸の館林領から提案されたことを述べたが、これの対抗策であったであろう。

明治10年代終わりになって、利根川鉄道橋をめぐる大きな対立が生じた。日本鉄道会社により明治18年(1885)、大宮・宇都宮間が利根川橋梁を除いて開通した。利根川橋梁は、渡良瀬川と利根川合流点からそう遠くないところに計画されたが、この利根川橋梁設置により洪水疎通に支障が生じるとして、渡良瀬川下流部が明治18年12月、下野南部治水会を結成して強く反対したのである。この地元の意向を受け、翌年1月、栃木県会は、「請利根川水理改良之建議」を行い強い反対姿勢を示した。そしてこの建議で渡良瀬川合流部の利根川河道に対し二つの改良策を提案した¹¹⁾。

一つが、江戸川の流頭部、関宿付近の改良である。つまり「関宿ノ水流をシテ上流ト平均セシム」と述べているが、棒出しの撤去を伴う河道の整備だろう。もう一つが赤堀川北側の古河・中田間に流入口をもつ新たに水路を開削し、渡良瀬川の洪水を流そうという計画である。古河・中田間の水路の開削は、近世後期にも何度か主張されていた。赤堀川の流入口は狭かったのである。

建議では、この二案とも容易な事業ではないので、是非とも内務大臣の現地の視察と、事業の着手を要望した。この事業が完了した後、はじめて通常の堤防で渡良瀬川下流部は治水が行えると主張したのである。なお利根川橋梁は、オランダ人御雇い技師ムルデルの意見に従い、中央の低水路の橋梁間を100尺から200尺に変更して明治19年7月、完成した。

思川下流地域でも、平均3ヵ年に1回の割合で水害は打ち続いた。やがて具体的な思川改修計画案が提示されていくことになるが、谷中村上流の生井村、寒川村の住民により、近代測量に基づく思川下流部の地形図が明治24年作成された。ここには土地利用とともに堤防の断面図までも記述されている。水害常習地帯からの脱却を目指し、この地域で思川下流の治水策が明治初期より検討されていたことを示すものであろう。

4. 足尾鉍毒問題と谷中村廃村

渡良瀬川下流部低湿地域の常習湛水は、外からの強烈なインパクトにより新たな質の災害の出現、それをめぐる激しい反対運動へと予期せぬ方向へ転化していった。渡良瀬川氾濫域での足尾鉍毒問題の発生であり、ここに一地方の治水問題にとどまらず、中央政府をまきこんで広い社会問題となったのである。

しかし近代公害史の原点とされる足尾鉍毒問題は、治水と密接に絡んだ問題であることは否定できない。下流での鉍毒被害は、足尾銅山から出た硫化銅を含む廃鉍が洪水によって下流に押し出さ

れ、それが田畑に氾濫して生じたのである。堤内地に渡良瀬川洪水が氾濫しなかったら、たとえ河道に廃鉍が堆積しても、堤内地の田畑は鉍毒被害にさらされることはない。このため鉍毒反対運動は、鉍山経営の廃止とともに渡良瀬川改修を求めており、渡良瀬川治水を包摂するものだった。さらに渡良瀬川治水にとっても、銅山採掘に伴う荒廃した上流山地からの多量の土砂流出は重大な支障となる。鉍毒被害と渡良瀬川治水は、密接、不可分な関係にあったのである。

4-1 足尾鉍毒問題の発生と反対運動

不振をかこっていた足尾銅山の経営が、古河市兵衛の手にわたったのは明治9年(1876)である。この経営が軌道にのったのは、明治14年、新たに豊富な鉍脈(直利)が発見されてからである。これ以降、産銅量は急速に増加し、明治18年の産銅量は、全国の39%を占めるに至った。そして精煉工場の新設(足尾)、鎔銅所の建設(東京:本所)が行われた。また19年には蒸気動力ポンプ、23年には間藤に水力発電所が設置された。運搬施設としては23年に細尾峠で鉄索の運転開始、29年には日光駅と細尾の間で軽便馬車鉄道が開設された。また同年、東京の本所鎔銅所内に伸銅工場が建設された。

銅山経営が順調に発展していくなかで鉍毒問題が発生したのである。鉍毒の影響が下流農民に現れ始めたのは明治18年から20年といわれるが、明治21、22年の洪水によって被害が認識されるようになった。そして翌23年の大洪水によって一挙に被害が顕在化したのである。群馬県の待矢場両堰水利土功会では鉍毒調査委員により、栃木県では県独自の被害調査が進められた。

また農商務省によっても調査が進められた。下流農民からは鉍業停止が主張され、さらに第二回帝国議会では、明治24年12月18日、田中正造により取り上げられた。この時の被害では古河との示談が進められ、粉鉍採集器の設置と示談金により収まっていったが、明治29年の安政以来という大洪水によって鉍毒問題は一挙に拡大していった。この後、被害地住民の鉍毒反対運動の組織化が進み、群馬県邑楽郡渡瀬村の雲龍寺に「栃木群馬鉍毒事務所」が設置されて、鉍業停止を求める活発な活動が展開されたのである。

群馬県会では鉍山の停止建議、栃木県会では予防・除害建議が行われた。中央政府でも榎本武揚農商務相の鉍毒地視察、農商務省5名の「鉍毒特別調査委員」の任命が行われたが、明治30年3月、被害農民の二度にわたる東京押出し(大挙上京請願運動)もあり、内閣直属として足尾銅山鉍毒事件調査委員会(第一次鉍毒調査会)が設置されたのである。

第一次鉍毒調査会では鉍業を停止するかどうかの議論が行われたが、停止は行わず古河によって予防工事を行うことに決定した。予防工事命令は37項目に及び、この命令書の違反する場合は直ちに鉍業停止というものであった。この工事には延人員60万人、費用100万円を要したというが¹²⁾、明治30年、鉍山監督署の竣工認可を受けた。

だが翌年には、予防工事命令によってできた沈殿池が洪水により破壊し、被害農民による3回目の押出しとなった。さらに33年2月13日には、警官隊と大規模に衝突したことで川俣事件として著名な第4回押出しがあり、その主導者は起訴された。また翌34年12月10日、田中正造の天皇直訴、

学生達の被害地視察などの動きがあり、全国的な社会問題へと発展していったのである。この展開のなかで政府は第2回鉍毒調査会を設置し、その収拾を図った。

4-2 第二次鉍毒調査会における治水の論議

明治35年1月17日の閣議決定に基づき、内閣直属の鉍毒調査委員会（第二次鉍毒調査会）が設置された¹³⁾。3月18日に第1回目を開催し、翌年3月3日、内閣総理大臣に「足尾銅山ニ関スル調査報告書」を提出して実質的な役割を終えた。調査会は、委員長と15名の委員より構成されたが、治水の専門家として東京帝国大学工科大学教授中山秀三郎、土木監督署技師（第一監督署署長）日下部弁二郎の二人が参画した。

この調査会では、洪水によって下流に運搬されてきた銅について、現在、稼働中の足尾銅山からの流出は少なく、明治30年予防工事命令以前の操業により排出され上流に堆積していたものとの基本認識の下に出発した。このため現操業による責任は認めず、当然、操業停止は議論とはならなかった。一方、渡良瀬川治水は重要な課題となった。治水策は主に中山、日下部の二人によって検討・報告されたが、谷中村をも含んだ遊水地計画が主張されたのである。管見するところ、中央政府においてこのような遊水地計画が公式の議論の場に出たのはこの時が初めてである。その考え方、また背景について少し詳しく述べていきたい。

治水計画の基本的な考え方は、次の二つに整理される。

「渡良瀬川、利根川ニ就キ水量ヲ測リタル結果治水上二個ノ方法ヲ案出シタリ。何分出水ノ時ハ破堤ノ為メ、平水ノ時ハ減水ノ為メ、必要量ヲ推定スルニ由ナク、要スルニ基本タル最大ノ水量ヲ知ル能ハサル困難シタルナリ。而シテ其第一ノ方法ハ、渡良瀬川ノ氾濫個所ニ堤防ヲ作り、其水ヲ利根川ニ疎通スルコト。即チ新川ヲ開鑿シテ利根ニ水ヲ落スコトナリ。其第二ノ方法ハ、渡良瀬川ノ沿岸ニ水溜ヲ作り、以テ之ヲ利根川ニ流出スルコト之レナリ。第一法ヲ仮ニ実行セムトセハ、目下為シツ、アル利根川ノ経営ヲ変更セサルヘカラサル大事業ヲ惹起スルノ困難ヲ免レス。然ラハ、不得止第二法ヲ実行スルノ外ナカルヘシ。」（第8回 日下部）

「本年八月ニ於ケル谷中村、九月ニ於ケル藤岡町各堤防決潰点及其出水ノ模様之レカ利根川トノ関係ヲ攻究シ、先ツ藤岡ノ決潰点ヨリ赤麻沼ヘ引水シ、之レヨリ谷中村ヘ流入スルノ計画ニテ設計スルニ、平均十尺ノ深サトシ三千町歩ノ遊水池アレハ或ハ可ナリ奏功セムト思料ス。」（第10回 中山）

計画として①築堤と新川の開削により利根川に流下させる河道案、②渡良瀬川の沿岸に貯水池をつくり、利根川合流量を減水させる遊水地案、の2案が提示された。だが河道案は、現在進行中の利根川改修事業に多大な影響を与えるとして、遊水地案が実行計画として説明されたのである。その遊水地案は、赤麻沼と谷中村を中心とするものだった。

この遊水地計画をもとに、いろいろな角度から質疑が行われた。特に興味深いことは思川改修との関連である。中山は「思川、渡良瀬川ヲ併合シテ貯水池ヲ作ル計画ナリ」と述べている。つまり計画の基本は、実施中の利根川改修事業に影響を与えないことともに、思川を含めた改修計画の樹立であった。

さらに、遊水地に堆積する土砂について日下部は、「十年乃至二十年間位ハ耐ヘ得ルノ設計ヲナス見込ナリ」と述べている。足尾銅山からの多量の土砂流出を前提としていると判断される。鉍毒被

害をもたらす廃鉍の土砂溜まりとしても、位置付けていたことは否定はできない。

また、事業費として、工事費は遊水地関係で160万円、上流改修で140万円の合わせて300万円、土地買収費として360万円との説明が行われた。買収対象地は遊水地で3,000町歩、その周辺で2,800町歩であった。一方、河道計画案は約1,300万円と算出されている。ただし利根川本川での買収分は含まれていない。

土地買収について、古在由直（東京帝国大学農科大学教授）から、困窮被害農民救済のため、治水事業により積極的に行うことが主張された。その価格も「十分救済ヲ意味シテ処分」と、出来る限り高い価格が主張された。つまり鉍毒被害として古河からの補償、また国からの救済ができないとしたら、治水に名を借りて回復のおぼつかない土地を買収し、困窮農民を救済しようとしたのである。その対象面積は回復の見込みがない土地5,000町歩、復興の見込みがない土地2,200町歩であった。

一方、治水を前面に立てての鉍毒救済は治水担当部局からは異議が唱えられた。また事業費の負担について、古河に負担させるかどうか、土地収用法の適用などをめぐり議論が展開された。

以上のような議論をもとに、内閣総理大臣に対する報告書が作成され、帝国議会に提出された。この報告書では遊水地の必要性は述べられたが具体的な場所は特定されず、次のような記述となっている。

「流域中適当ノ地ニ一時増水ヲ蓄積シ徐ニ之ヲ流下スルノ作用ヲ為サシムルノ目的ヲ以テ遊水池ヲ造リ」
 「藤岡、海老瀬地方及思川、巴波川等ノ沿岸耕地ハ頗卑湿ニシテ作物ノ栽培ニ適セサル所尠カラス」
 「仮ニ遊水池ノ深ヲ平均十尺トスルトキハ之ニ要スル全面積ハ二千八百町歩乃至三千百町歩トス」

4-3 栃木県の対応

谷中村が属するのは、栃木県である。37年12月の通常県会末期に、谷中村買収を含む土木費が追加予算として提出された。秘密会である委員会での審議を経た後、本会議に再度、上程されて賛成18、反対12で可決され、谷中村は遊水地として栃木県に買収されることとなったのである。ここに至るまでの経緯について、治水問題への栃木県の対応を中心に述べていく。

谷中村の明治20年代から30年代中頃にかけての水害について、先ずみよう。明治25年から、27年、29年、31年、35年、36年、37年と立て続けに破堤の記録がある（表一1）。それ以前と比較して、明らかに破堤の頻度は多い。そしてこれによる湛水は鉍毒を含んでいたものであり、その被害は甚大かつ悲惨であった。

明治29年出水後の翌30年5月、北埼玉郡古河川辺領（当時の川辺、利島の2村、現在北河辺町）を視察した埼玉県職員は谷中村の状況について「実ニ悲惨ノ極ナラスヤ、古人曰ク人民化シテ魚ト為ラントハ夫レ此レノ謂ヘ乎」と述べている¹⁴⁾。谷中村は明治29年9月出水による破壊後も修築が遅れ、30年春には決壊箇所から逆流し、「一望大湖ノ如シ」となっていた。一方、埼玉県に属する古河川辺は既に堤防復旧は概成していた。このため谷中村の人々は「(古河川辺を)羨ミ且怒リ頗ル殺氣ヲ帯ヒタル形状」であった。

しかし栃木県は、谷中村を放置していたのではない。表-2 にみるように治水堤防費としてかなりの額を復興につぎ込んでいたのである。年に一万円を超えていたのが26、30、31、32、36、37年度となっている。特に32年度は6万円近くを投入し、渡良瀬川堤防は以前と比べ高く整備された。それでも堤防の安全は保たれなかったのである。また表-3 は県による谷中村罹災救助金の支出状況が示されている。

ところで当時の谷中村の堤防であるが、対岸の堤防に比べ高さは別にして、のり勾配が急な貧弱なものだった。たとえば思川対岸の堤防の表裏ののり勾配は2割、渡良瀬川対岸の群馬県は2割以上であったが、谷中村堤防は1割以内であった¹⁵⁾。この谷中村周囲堤の全面的改築案が、明治33年2月の臨時県会で知事より諮問されたのである¹⁶⁾。総額13万8千円よりなる3カ年計画で、谷中村は、村債による5万円の寄付と1万円に相当する工事人夫を負担するものであり、6,220間(11,300m)の堤防整備と120間(220m)の粗朶による護岸を行うものだった。しかしこの計画は、県会により否定された。それは思川下流部との関係であった。

当時、思川下流部では栃木県によって放水路計画が進められ、32年度から着工することとなっていた。この放水路計画は、下都賀郡間々田村大字乙女から同郡野木村大字野渡に至る台地に沿うものである。思川は、間々田村内で大蛇行しながら90°に曲流しており洪水疎通にとって非常な障害となっていた。放水路の工事費は約16万1千円で、3カ年計画で完成させるものだった。

この放水路の完成によって洪水の状況が変化する。この結果をみて、谷中村周囲堤の本格的な工事をすべきというのが県会の判断だった。なお谷中村周囲堤改築書は県の予算案として提示されたのではなく、諮問として提出されて県会の判断を仰いだ背景には、上下流の地域対立があったと考えている。谷中村の周囲堤の単純な強化は、その上流から反対が生じるのは間違いない。その調整を県会に任せたのであろう。

表-2 谷中村の治水堤防費

8千4百3拾4円7拾6銭9厘	23年度
千8百4拾5円5拾8銭5厘	24年度
7百拾3円7拾8銭7厘	25年度
1万6千3百5拾5円5拾銭7厘	26年度
5千8百7拾3円8拾4銭5厘	27年度
千5百8円7拾2銭4厘	28年度
8千4百4拾8円9拾7銭4厘	29年度
3万3千3百6拾8円4拾6銭8厘	30年度
2万4千6百8拾7円6拾8銭1厘	31年度
5万9千9百6拾4円2拾銭4厘	32年度
2千6百4拾4円9拾9銭7厘	33年度
4百3拾7円5拾9銭	34年度
4百5拾円6拾5銭3厘	35年度
3万4千8拾9円5拾1銭1厘	36年度
2万6千2百2拾8円2拾8銭8厘	37年度
計 2拾2万5千5拾8円5拾8銭3厘	

出典：『谷中村民有地ヲ買取シテ瀦水池を設ケル稟書』

「救現 No.7」田中正造大学出版部 1988年

表-3 谷中村罹災救助金支出

2千6百3拾4円5拾5銭5厘	20年度
3千7百3拾5円7拾銭2厘	30年度
3千3百6拾8円4拾5銭8厘	21年度
○	32年度
○	33年度
○	34年度
3千3百2拾8円7拾銭4厘	35年度
5百4拾3円3拾8銭4厘	36年度
2千4百4拾1円8拾3銭5厘	37年度
計 1万6千5拾2円6拾3銭8厘	

出典：『谷中村民有地ヲ買取シテ瀦水池を設ケル稟書』

前出

しかし放水路計画は、下流の野木、古河町、茨城県から猛烈な反対にあい、内務省の認めるところとならず着工とはならなかった¹⁷⁾。古河町によるその反対の理由は、利根川、渡良瀬川洪水の逆流と思川洪水が激突する場所は栃木県下であるが、それが放水路によって古河から下流に移り、その危険を古河に転嫁させるというものだった。そして「下都賀郡南部ノ地盤低ク利根川ヨリノ逆流止マザル限りハ、放水路ノ流入口ニ如何様ノ設備ヲ施シ候共到底衝突ナキヲ期シ難シ」と主張した。利根川逆流を水害の最大の因としていたのである。

思川下流部の治水策としての栃木県の放水路計画は、上下流、特に茨城県との地域対立によって挫折をみたのである。この地域対立は、栃木県のみでは対処できるものではなかった。この経緯の中から、次に栃木県が提示した思川下流部の計画が、谷中村買収による遊水地計画であったのである。

明治35年9月出水で谷中村が破堤した後、明治36年1月に行われた臨時県会で、災害復旧工事費予算要求が中心の「明治35年度歳入歳出追加予算」が提案された¹⁸⁾。その中に谷中村を遊水地とする「臨時部土木費治水堤防費修築費思川流域ノ部」が含まれていた。つまり「思川流域ノ部」で谷中村遊水地計画が、「思川流域費ニ於テ谷中村堤内ヲ貯水地ト為シ各関係河川ノ氾濫区域ヲ設クルハ治水上最モ其ノ策ヲ得タルモノニシテ将来県負担ノ利害消長ニ関スルコト実ニ鮮少ナラス」として提案されたのである。栃木県は、谷中村のこの遊水地化を放水路計画が挫折した後の思川下流部の治水計画として位置付けたのである。この谷中村土地買収については、国庫補助の内定を既に得ていた。

しかし臨時県会では否決された。政府の第二次鉍毒調査会の審議が終わりに近づいており、この結論が出てから処理するのが適当だとして復旧に止め、約38万3千円を予算案から削除したのである。

だが、翌明治37年12月10日の第8回通常県会の最終日に谷中村買収を含む土木費が可決され、県により谷中村買収が決定されたのである¹⁹⁾。政府の第二次鉍毒調査会の報告書は既に帝国議会に提示されており、この中で渡良瀬下流部における遊水地設置が主張されていた。ここでの議論も、栃木県の決定に大きな影響を与えたことは当然だろう。

当時の栃木県知事は、内務省神社局長から転じた白仁武であったが、彼は内務大臣への明治37年8月20日付の国庫補助稟請の中で次のように述べている²⁰⁾。

「下都賀郡南部一帯中谷中村ハ、殊ニ四面皆水ヲ以テ囲繞セラレ、之カ堤防ノ如キハ随テ築キ随テ壊レ、田園ノ荒涼畜ニ村民困憊ノ極ニ陥ルノミナラス、将来モ亦殆ント安全ノ途ナカラントス。案スルニ、鉍毒調査ノコトハ報申精細ニシテ、之カ実行亦着々其歩ヲ進メ、随テ渡良瀬一帯ノ治水ニ及フハ信シテ疑ハサル所ナルモ、現時一村ノ困憊真ニ焦眉ノ急ニ迫リ、一日後ルレハ一日ノ責アリ、是今日更ニ前議ヲ再提スルノ緊急已ム能ハサル所以ナリ。」

谷中村の周囲堤を築いても即座に壊れてしまい、村民は疲弊の極みとなっている²¹⁾。将来に対して谷中村の安全の方策はほとんど見当たらない。鉍毒調査会で方針が樹てられ、将来、渡良瀬川の治水も進められることは間違いないであろうが、谷中村の疲弊はそれまで待つてはいられない。一日も早く対処する必要があると、栃木県として明治36年1月に否決された計画を再度進めるのは緊急や

むを得ない、というものである。

谷中村の堤防は、思川筋で最も下流に位置し、先述したように思川の上下流との間で論所堤となっていた。思川全体の中で解決しなくてはならない。しかし放水路計画が下流の反対にあって挫折したように、栃木県による思川下流部堤防強化による改修は多大な費用を要するとともに、下流の強硬な反対にあうのは火を見るより明らかであろう。谷中村の湛水は鉍毒を含んだ土砂の堆積を伴うものであり、その被害は極めて深刻である。放置しておくことは絶対に出来ない。この状況下で、谷中村全面買収による遊水地計画が栃木県により実行されたのである。

5. 利根川改修と渡良瀬遊水地

第二次鉍毒調査会で議論された渡良瀬川治水について、33年度から始まった利根川改修事業に影響を与えないことが前提としてあった。ここでは利根川改修について、遊水地問題との関連で整理していく。

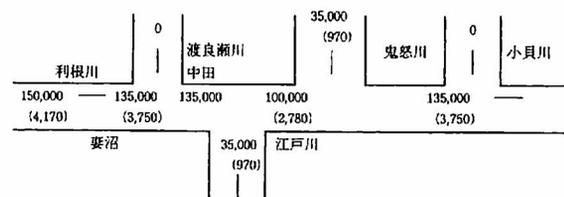
この改修計画は、第一監督署技師近藤仙太郎技師によって策定された²²⁾。計画の対象とされた洪水は、明治18、23、27、29年の出水で、渡良瀬川を合流した直後の中田地点では4洪水を平均した13,500立方尺/秒(3.750m³/s)が計画対象流量とされた。この流量は、明治18年の洪水量13,500立方尺/秒にほぼ近いものだった。

明治18年洪水は全川を通じて実測されたが、妻沼以下の上利根川は136,000立方尺/秒であり、3,000立方尺/秒が渡良瀬川への逆流と評価された。またこの洪水では、赤堀川へ66,000立方尺/秒、権現堂川へは67,000立方尺/秒分流し、権現堂川へ流下した洪水は河道内での若干のピーク流量の減少があつて江戸川へ30,000立方尺/秒、逆川へ35,000立方尺/秒、流下していった。

一方、利根川改修計画では渡良瀬川への逆流、渡良瀬川からの合流とも零とした。中田下流は赤堀川一本に整理され、この後、江戸川へ35,000立方尺/秒分流し、中利根川へは100,000立方尺/秒の流下量とされた(図-4)。江戸川への分派率は26%である。赤堀川一本に整理されたのは、次の理由からである。

「五ヶ村附近ハ規定ノ如ク赤堀川ヲ拡ゲ、権現堂川ヲ閉切ルニ於テハ、有名ナル権現堂堤ノ難所ヲ避ケ得ルノミナラス、該川兩岸ノ堤防ヲ廃棄シ得ルニ至ル。而シテ赤堀川ヲ拡ゲ洪水疎通ヲ善良ナラシメハ其附近ノ水害ヲ減スルノミナラス、渡良瀬川ノ逆流ヲモ大ニ減少スヘシ。権現堂川ヲ閉切ルニ於テハ、江戸川ノ水量ニ影響ヲ及ホスユヘ逆川ヲ改修シ、江戸川ノ水量ヲシテ従来ノモノト異動ナカラシメントス。而シテ斯ノ如クスルニ於テハ、逆川及赤堀川ノ航路ニ於テモ一定ノ方向ニ流下シ土砂沈殿ヲ減スルニ至ルヘシ。」

【明治33年(1900)の利根川改修計画における流量配分】



【明治43年(1910)改定の利根川改修計画における流量配分】

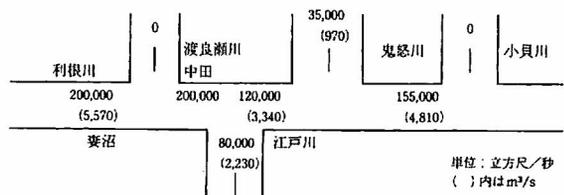


図-4 近代利根川流量配分図(明治年間)

単位：立方尺/秒
()内はm³/s

赤堀川を拡げて一本にする理由の一つとして、渡良瀬川への逆流が減じることをあげている。また江戸川への分流状況は、旧来と変更がないことを主張している。

総事業費2,236万円よりなる近藤のこの計画は、明治31年（1898）に策定されたが、これに先立ち近藤は27年5月、総額3,637万円からなる計画を策定していた。だがこの額は当時の国家全歳入の41%にも達するもので過大として工事着手とはならなかった。しかし明治29年の大水害後、約2,000万円となる計画を検討するもようにとの要請を受け、策定されたのである。

この計画は、佐原から銚子河口までの約42kmが第1期改修区間と位置付けられ、33年度から20ヵ年にわたる継続事業として着工された。この後、取手から佐原までの約52kmが第2期、取手から群馬県芝根村沼の上までが第3期として着手される計画であった。

さて江戸川への分流量は旧来のままとされたが、ここの流頭部には寛政年間にはその前身が既にあったという棒出しがある。これについて近藤の計画では、何の変更も加えられていない。この棒出しによる江戸川流頭の縮小、それに伴う洪水流下能力の低下が渡良瀬川下流部の湛水害の原因として、その撤去が栃木県そして田中正造から強く要求されていた。ところがこの棒出し間隔は、明治31年、9間強に狭められたのである。

前述したように近世後期、下都賀郡との間で18間(33m)より狭めないことが定められたというが、明治初年には棒だしの間隔は約30間にまで拡がっていたといわれる。この後、明治8年（1880）石張に改築した後、17年1月から一年もかけて丸石積に強化され10間余りに狭められた。この落成式には、大相撲を行って盛大にこれを祝った。だが竣工直後の18年7月の洪水で破壊された後、同年、角石積に改築された。この後、29年には角石による修繕が行われたが、31年、河床の深さが計画低水位以下30尺（9.09m）から15尺（4.54m）に埋立てられるとともに9間強に狭められ、護岸はコンクリートで覆われたのである。

この棒出し強化、特に明治31年の改築について田中正造の主張は、明治29年の大出水は東京府下まで浸水したのであるが、これにより鉍毒問題が首都・東京に飛び火するのを恐れた政府が江戸川への洪水流入を制限しようとしたということである。しかし明治政府による本格的な棒出し強化は、明治10年代中頃から既に始まっている。この時、まだ足尾鉍毒問題は顕在化していない。この棒出し強化について筆者は、東京港築港の課題から江戸川を通じて土砂を東京湾に流入するのを恐れたからだったと考えている²³⁾。

明治10年代中頃から大きな課題となっていた東京港築港にとって、重要な技術的問題として江戸川からの流出土砂の対応があった。近代初期、わが国では港湾機能にとって河川から排出される土砂の港湾・航路における堆積は、重大な支障であったのである。明治29年から始まった淀川改良工事の大きな目的の一つが、大阪港を淀川からの流出土砂から守ることだった。

ところで、栃木県による谷中村買収の決定以前、第二次鉍毒調査会が行われている最中の明治35年（1902）10月、谷中村対岸の埼玉県北埼玉郡利島・川辺両村（旧古河川辺領、現北川辺町）の村民大会が開かれた。ここで、35年8月、9月の出水で破堤したまま、その復旧工事をしない埼玉県に対し、両村の買収遊水地計画に反対して、①県庁が堤防を築かなかつたら村民の手で築くこと、②

従って国家に対し納税・兵役の二代義務を負わない、との2項目が決議された。

この両村の遊水地問題は、同年12月の埼玉県の臨時県会で、遊水地にはしないとの知事の答弁で決着した。埼玉県が遊水地化を検討したのは、利根川水系治水の観点から渡良瀬川下流部に積極的に遊水地を築造しようというよりも、復旧しても復旧しても破堤する両村の復旧は意義がないとの判断からであったと考えている。

当時、川辺村には430戸、3,100人、利島村には戸数580戸、人口4,200人を抱えており、谷中村よりかなり多い人々が生活していた。ここが明治15年、18年、22年、23年、29年、31年、35年と立て続けに破堤したのであり、県会では復旧に対して不信の念が抱かれたのである²⁴⁾。ここには、明治23年以来30万円以上が復旧工事を中心として支出されていた。

明治35年の出水後、埼玉県では新築堤計画と遊水地計画が調査・検討されたが両計画とも採用されず、結局、復旧工事となった。知事は「先ノ事ニ就テノ計画ハーモゴザイマセヌ」と答弁している。なお両村の堤防の大きさは、利根川対岸から厳しく抑制されていたようである。つまりこの堤防も論所堤であった。35年12月県会で県議田島春之助は次のように述べている²⁵⁾。

「利根川ノ同一河川ノ堤防、而モ相対スル堤デ、一方ハ五間以上馬踏ヲ要スルニモ抱ラズ、一方ハ二間若シクハ二間半ニ足ルカ足ラヌト云フ堤ヲ以テ、是デ効用ガ足リルト云フヨウナ考ヲモッテ居ルト言フコトハ、私共ニハ分ラナイ。成程、向フノ堤防ヲ立派ニスレバ、対岸ガ危イト云フガ、ソレガ分ラナイ。ソレガ為ニニヶ村ノ堤防ヲ其儘ニシテ置クト云フコトハ、為政家トシテ、其当ヲ得タルモノデハアルマイト思フ。」

北河辺町に今日見られる対岸と同等の大きさの堤防が整備されたのは、政府による近代改修によってである。

6. おわりに

谷中村廃村を伴う渡良瀬遊水地の成立について、足尾鉍毒事件との関わりも含めて栃木県の対応を述べてきた。栃木県は、政府の鉍毒調査会の下絵をもとに、鉍毒によって激甚な害を被っている谷中村の復旧をあきらめ、谷中村の全面買収に踏み切ったのである。その背景には連年の破堤とともに、上・下流の厳しい地域対立があった。谷中村の堤防強化は、歴史的な社会条件により大きな困難が伴っていたのである。

栃木県の対応をこのように論理立てることができるが、もちろん筆者は、栃木県による谷中村買収に必然性があったと主張するものではない。当然のことながら足尾鉍毒問題がなかったら、湛水は当時の土地利用状況からみてあれ程、激しい水害とはならなかったであろう。当地域の治水が社会の前面に出てくるのには、もう少し時間を要したであろう。

また財政が豊かだったら、別の治水策も樹てられたであろう。たとえば厳しい地域対立下にあった白鳥、生井などの思川下流部と一体となった堤防強化が考えられる。しかしこの場合、下流の茨城県、埼玉県から激しい抵抗にあうことは間違いない。3県を調整できる立場、それは中央政府だが、政府が乗り出すことによってはじめて可能となる事業だろう。

しかし政府は既に利根川改修に着手していた。その計画は、渡良瀬川からの合流量を零とするものだった。このため渡良瀬川下流部に遊水地を設置しない河道計画であつたら利根川改修計画の全面的変更が必要となり、渡良瀬川改修費も含めて工事費は大きく増大する。栃木県また田中正造の主張のように、棒出しを拡げ、江戸川洪水量を増大させるならば、埼玉県下から猛烈な反対が生じる。さらに下流部改修の完成の後、渡良瀬川改修に初めて着手できる。その時まで谷中村等の渡良瀬川下流部の水害を放置できるのか。

古河の足尾鉍山からの生活保障があつたら、状況は全く違うものとなるだろう。この意味からも、谷中村全面買収を伴う渡良瀬遊水地の成立は、足尾鉍毒問題と密接不可分な関係にあつた。

注釈・引用文献

- 1) 内務省「渡良瀬川改修工事概要」
- 2) 「小山市史史料編・近世Ⅰ」小山市史編纂委員会、pp.640～644、1982年
「小山市史通史Ⅱ・近世」小山市史編纂委員会、pp.171～172、1986年
- 3) 原 淳二「中利根川の改修—赤堀川の拡幅と通船問題—」『町史研究 下総さかい第5号』境町史編さん委員会、pp.50～51、1999年
- 4) 根岸門蔵「利根川治水考」pp.177～178、1908年（崙書房復刻1977年）
- 5) 根岸門蔵「利根川治水考付録」pp.3～4、1908年（崙書房復刻1977年）
- 6) 『年未詳 宝暦年間より歴代変換控（水害の調）』「藤岡町史資料編谷中村」藤岡町史編纂委員会、pp.61～63、2001年
- 7) 『明治十年十二月 下野南部治水会日誌』「藤岡町史資料編谷中村」pp.199～209、前出
- 8) 『群馬県邑楽郡史』群馬県邑楽郡教育会、pp.724～725、1917年
- 9) 『藤岡町史 資料編 近世』pp.103～105、2000年
- 10) 年未詳であるが、上州（群馬）側の風聞として藤岡台地を掘り割って赤間沼へ落とそうとの意見があることを知り、野州（栃木）側として「大島村杉之渡辺より、西岡新田亀子沼辺之内はり、上州間之川辺江堀落し候八つ、野州筋ハ一同水難有之間敷」と主張している。（『年未詳八月 渡良瀬川水行目論見の書状』「藤岡町史資料編 谷中村」p.199、前出）
- 11) 『栃木県議会史 第1巻』栃木県議会、pp.739～741、1983年
- 12) 上掲書4) pp.233～234
- 13) 『栃木県史資料編 近現代九』栃木県史編さん委員会、pp.943～1019、1980年
- 14) 『新編埼玉県史資料編 23』埼玉県、pp.170～173、1992年
- 15) 『明治三十二年十二月 谷中村堤防拡築工事村債寄付陳情書』「藤岡町史資料編谷中村」pp.239～240、前出
- 16) 『栃木県議会史第2巻』栃木県議会、pp.446～451、1985年
- 17) 『古河市史資料近現代編』古河市史編纂委員会、pp.245～247、1984年
- 18) 『栃木県議会史第2巻』pp.394～395、前出
「栃木県史資料編 近現代二」栃木県史編さん委員会、p.187、1977年
- 19) 『栃木県史資料編 近現代二』pp.196～207、前出
- 20) 『谷中村民有地ヲ買収シテ瀧水池ヲ設ケル稟書』「救現 No7」田中正造大学出版部、pp.134～140、1988年
- 21) 谷中村堤防の復旧には、大きな困難が伴っていたことは、第8回通常県会でのある議員の次の言に集約されるだろう。

「当局者の意見とする処は、谷中村は何等の為にも買収するかと云えば、単に歳々何年之をやった処が皆堤防

が破壊して仕舞ふから、それよりは一層面倒であるからあゝ云ふ所は買収して溜〈水〉地にして仕舞ふ方が宜いと云う御話に過ぎない。」

「栃木県史資料編 近現代二」p.205、前出

- 22) 近藤仙太郎「利根川高水工事計画意見書」1898年
- 23) 松浦茂樹「国土の開発と河川」鹿島出版会、pp.191～195、1989年
- 24) 「埼玉県議会史第二巻」pp.1111～1112
- 25) 同上

主要参考文献

小出 博「日本の河川研究」東京大学出版会 1972年

東海林吉郎、菅井益郎「通史足尾鉍毒事件 1877～1984」新曜社 1984年

A Study on the Process of WATARASE Retarding Basin
in relation to ASHIO MINE POLLUTANT CASE

Shigeki MATSUURA

WATARASE River Improvement Project was started by the Interior Ministry in 1910. In the Project, WATARASE Retarding Basin was constructed with abolishing YANAKA Village. In the back ground of this construction, ASHIO MINE POLLUTANT CASE existed. Also the flood control was important in the lower area of WATARASE River.

WATARASE River runs together Omoi River in the lower reaches and is joined by Tone River. The lower area of WATARASE River was suffered from the flood damage since the Modern Times. The area opposition was occurred intensively between the lower part and the upper part. For example, the reinforcement of the bank in some area brought about the increase of the danger in the other area.

As there was arise of the riverbed of TONE River too, the flood damage occurred often with the dikebreak in this area in Meiji Era. But the pollutant produced in the copper mining process at ASHIO MINE intensified the flood damage more. TOCHIGI Prefecture drew up the plan of a spillway but the opposition of IBARAGI Prefecture which is located on the lower reaches frustrated it. After all, TOCHIGI Prefecture gave up the reinforcement of the bank and established the plan of retarding basin in which Yanaka Village was abolished. This project was taken over and implemented by the Interior Ministry.

Key Words : WATARASE River Improvement Project, Area Opposition,
YANAKA Village